

平成 31 年度復興庁予算概算要求に係る基本的考え方

平成 31 年度復興庁予算については、「平成 28 年度以降の復旧・復興事業について」（平成 27 年 6 月 24 日復興推進会議決定）及び「『復興・創生期間』における東日本大震災からの復興の基本方針」（平成 28 年 3 月 11 日閣議決定）を踏まえ、復興期間において必要な取組を精力的に進めるため、次の 4 つの方針に沿って概算要求を行っていきます。

1. 以下の分野について、被災地の抱える課題の解決に直結する予算とすること。その際には、復興の加速化を進めていく中で、復興のステージの進展に応じて生じる新たな課題に迅速かつ適切に対応すること。
 - ・被災者支援
 - ・住宅再建・復興まちづくり
 - ・産業・生業（なりわい）の再生
 - ・原子力災害からの復興・再生
2. 福島に関しては、上記閣議決定及び「改定福島復興再生基本方針」（平成 29 年 6 月 30 日閣議決定）等を踏まえ、原子力事故災害からの福島の復興・再生を加速化させる施策を講じること。特に、被災者の心身のケア、風評の払拭、事業・生業の再建、帰還環境の整備、特定復興再生拠点の整備に加え、産業の持続的・自律的な発展を実現するための環境整備などに取り組むこと。
3. 「新しい東北」の創造に向け、民間の人材やノウハウを活用するとともに、各種の取組で蓄積したノウハウ等について被災地での展開・普及を図ること。
4. 復興のステージの進展に応じて、既存の事業の成果等を検証しつつ、その効率化を進め、復興のために真に必要な事業に重点化すること。また、よりの確に事業の進捗を見極め、要求額の精査を行うこと。

【本件連絡先】

予算・会計班 藤本、神林、福野

電話：03-6328-0281（直通）